第

5885

号



1994年1月6日創刊·每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 1月 30日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ☆ 給与所得控除の改正

A:次のようになります。

## 【解説】

給与所得控除は、平成32年から次のように なります。

## 【現在】

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額(a)×
	40%(65万円に満た
	ないときは65万円)
180万円超360万円以下	(a)×30%+18万円
360万円超660万円以下	(a)×20%+54万円
660万円超1,000万円以	(a)×10%+120万円
下	
1,000万円超	220万円

## 【改正後】

給与の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以	収入金額(a)×40%
下	-10万円
180万円超360万円以下	(a)×30%+8万円
360万円超660万円以下	(a)×20%+44万円
660万円超850万円以下	(a)×10%+110万円
850万円超	195万円







